

特定商取引法に違反した連鎖販売業者に業務停止命令（9 か月）

香川県は、本日、連鎖販売業者である株式会社グラシアス（本社：東京都中央区）に対し、特定商取引に関する法律（以下「法」という。）第 39 条第 1 項の規定に基づく業務停止命令を行いましたので、同条第 5 項の規定に基づきその旨を公表します。

1 事業者の概要

名 称：株式会社グラシアス
代 表 者：代表取締役 田村 文洋
所 在 地：東京都中央区銀座七丁目 9 番 17 号
設 立：平成 22 年 9 月 29 日
従 業 員：約 10 名
取引形態：連鎖販売取引（法第 33 条第 1 項）
商 品：化粧品
売 上 高：平成 25 年 8 月期 約 10 億 1 千万円

2 県内相談件数

年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
相談件数	4	5	18	7

3 県内契約状況

県内会員数 約 1,380 名（平成 25 年 11 月末時点）

4 勧誘手口の概要

同社の勧誘者は、

- 知人、友人に「炭酸パック知ってる？無料でお試ししてるんだけどやってみない？」などと言って、会社名や勧誘目的（連鎖販売取引の契約勧誘）を告げずに、勧誘者の家や勧誘用に借りているアパートに誘引、又は訪問して、炭酸パックを体験させた後、連鎖販売取引の契約を勧誘。
- 知人、友人が同席した心理的に断りにくい状況に乗じて、1 時間から 2 時間かけてその場で契約するよう複数の勧誘者で勧誘し、契約に至った後、概要書面（契約内容の詳細を記載した冊子）を交付していた。
契約額は、ミニモコース 15,750 円、エスタンダルコース 94,500 円、マキシモコース 283,500 円の主に 3 種類。
- 同社の運営する連鎖販売取引の仕組みは、オートシップと称する、毎月 9,800 円分の化粧品を自動的に購入する取引制度に入っていないと原則ボーナスが発生しないなど、組織構成やボーナ

ス配当のルールが非常に複雑なものであるが、勧誘者は、不意打ち的に勧誘し、十分に検討する期間を与えずにその場で契約書にサインさせていたことから、消費者がその仕組みを熟知しないまま契約に至っていた。

4 業務停止命令の内容

平成26年3月18日から平成26年12月17日までの間（9か月）、法第33条第1項に規定する連鎖販売取引に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

- (1) 連鎖販売取引について勧誘を行い、又は勧誘者に勧誘を行わせること。
- (2) 連鎖販売取引について契約の申込みを受けること。
- (3) 連鎖販売取引について契約の締結を行うこと。

5 法違反行為の事実

(1) 名称・勧誘目的の不明示（法第33条の2）

勧誘者は、化粧品の連鎖販売取引の契約勧誘をするため消費者を誘引又は訪問するに際し、「炭酸パック良いのがあるから、お試ししてあげて。」「炭酸パック知ってる？モニター探してるから、良かったら無料やから来んの。」などと告げるだけで、同社の名称及び特定負担を伴う取引についての勧誘をする目的であることを告げていなかった。

(2) 目的隠匿型の公衆の出入りしない場所での勧誘（法第34条第4項）

勧誘者は、勧誘目的を告げずに誘引した消費者に対し勧誘者の自宅又は勧誘用に賃貸したアパートにおいて、当該契約の締結について勧誘をしていた。

(3) 重要（特定負担）事項不告知（法第34条第1項第2号）

同社の化粧品の連鎖販売取引には、「オートシップ」と称する毎月9,800円相当の化粧品を自動的に購入する取引制度が設けられている。毎月9,800円の化粧品を自動的に購入する取引は、消費者にとっては重要な特定負担に関する事項であり、勧誘者としては、最も丁寧に説明する必要がある重要な事項であるが、次の事例のようにその事実を告げていなかった。

- ① 勧誘者は、勧誘時にオートシップについて説明はしていなかった。契約書を書く際、勧誘者が「ここ（オートシップ申込欄）に『はい』に○してください。」と言ったので、「これはなんですか？」と聞くと「『はい』に○をしてないとあなたに収入が入ってこないんです。」と言われたので、消費者は、勧誘者の言うまま○印をつけた。後日、納品書等が届いたので、消費者が不審に思い勧誘者等に問い合わせたところ、初めて毎月9,800円分の商品を自動的に購入するシステムであったとわかったので、すぐに中止する旨を同社に伝えた。
- ② 勧誘者は、勧誘時にオートシップについて説明はしていなかった。契約書を書く際にも消費者が明確にオートシップに○印をしないと断言しているにもかかわらず、勧誘者は「それしとったらええやん。○つけとき。」と言って、勝手に○印をした。消費者は、契約時、オートシップが毎月9,800円の商品を自動的に購入するシステムだとは知らなかった。
- ③ 消費者は、契約書を書く際、勧誘者から「オートシップに○を入れといてね。」と言われたが、その時はオートシップが何のことかわからずチェックを入れた。後日、毎月9,800円の化粧品を自動的に購入するものだとわかり、すぐに止めてもらった。

(4) 重要（契約解除）事項不告知（法第34条第1項第3号）

勧誘者は、勧誘に際しクーリングオフについて説明していなかった。

(5) 特定利益についての不実告知（法第34条第1項第4号）

勧誘者は、「絶対儲かるから、直ぐ元は取れる。」「(30万円は) ビジネス会員になったらすぐに1月で返せるわ。絶対に1月あったら返せるわ。」「これしたら絶対ええからね。絶対良い高

収入になるし、利益になるから。」「絶対良いから、絶対収入入るから。どんどん友達紹介して・・・」などと根拠のない不実のことを告げて勧誘した。

(6) 重要（特定利益）事項不告知（法第34条第1項第4号）

勧誘者は、

- ① 身近で成功していてお金を稼いでいる人の例をあげて、「〇〇にパートで行っている人もしっていて、その人も毎月40~50万稼いでいて、〇〇の稼ぎと比べるとよっぽどこっちの方がやりがいがあると言っているし、こういう人も居るから安心して大丈夫やから、ビジネス会員で頑張ろう。」などと告げ勧誘した。
- ② 「子供を育てないといけないし、お金も要るでしょうから、これをやったら儲かるよ。」「これをやったら、人を紹介したらお金が儲かるし、今一所懸命働いて10万そここの給料やろうけど、これやったら月に上手いこと行ったら、100万とか200万とか、私は実際、それくらい稼いでいる。」などと告げ勧誘した。
- ③ 「人に紹介すれば紹介料が入る。子供が大きくなった時、進学したいと言えばお金が出せるからいいと思うよ。30万なんて直ぐ返せるよ。」と告げ、勧誘者同士が「先月いくら振り込まれたっけ?」「10万ぐらいかな。」などと言い合っ、簡単にその程度のお金が入るような口ぶりで勧誘をした。
- ④ 「どんどん友達紹介して・・・」と告げ勧誘し、消費者が、高い商品なので今後自分が勧誘活動を続けて買うのは難しい旨を話すと「誰か友達を紹介してくれたら、お金が発生するから、キャッシュバックがあるから。誰か紹介して。女の人だったら誰でもいいから、連れて来てさえくれたら、私が落とす自信があるから。」と告げ勧誘した。

以上のように、勧誘者は、下位の者を簡単に勧誘できるかのように説明したり、安易に高収入が得られる話ばかりを強調し、その可能性の乏しさや困難さに全く言及していなかった。

(7) 概要書面の不交付（法第37条第1項）

勧誘者は、消費者が契約書にサインすると、「これ読んどってね。」などと告げ、概要書面を渡していた。勧誘に際し、特定利益に関する説明を口頭でするだけで、契約書を締結するまでに概要書面を交付していなかった。

(8) 迷惑勧誘（法38条第1項第3号）

勧誘者は、明示的又は黙示的に契約を嫌がっていることを示した消費者に対し、次のように迷惑を覚えさせるような仕方で勧誘を行っていた。

- ① 消費者は、勧誘者の説明を聞けば聞くほど、「これマルチヤン!」と思ったが、あえて何も言わなかった。勧誘者の人数も多く、何か言える雰囲気でもなかったし、何か言うと逆にいろいろ言われると思ったので黙っていた。契約を渋っていると、「給料何ぼ?」と聞かれた。昼間のパートだけなので「10万弱」と答えると、「えっ?それだけ働いてそれだけ?頑張ったってそれだけやろ。そんなお金でよう頑張るね。」と言われた。とにかくサインするまで帰らせてくれないような雰囲気だった。子供が帰ってくるし、家庭があるから早く帰りたかったので、「もう時間がないので。」と言ったが、「もうこれで帰っていいの?もう後はないよ。」「今じゃないといかん。今、サインしとき。」と言われた。とにかくその場を去りたかったので、「考える猶予を下さい。考えますから、資料か何か下さい。」と言っても、資料は契約書にサインするまでくれなかった。
- ② 消費者が「ちょっと待って、私これ、30万も払うの?それはちょっと止めとくわ。」と言うと、「もうあんたそんなこと言わんと、絶対良いから、絶対収入入るからどんどん友達紹介してくれたらいいから。」とまくし立てるように勧誘され、考える余裕を与えてくれなかった。「考えさせて。」と言うと、「そんなん言ったらいいかん、1日でも早い方がええから、今した方が

ええから。」と勧誘された。「自分がして本当に良かったら、私は紹介できるけど、そうでないとできん。」と言うと、「そなんん自分がしてから言ったら遅い。どんどん先にしてもらわないと」などと言って、有無を言わさない状況で勧誘された。

- ③ 消費者は、「30万は高額なので、私の一存では買える金額ではない。帰ってちょっと考えたい。」と言ったが応じてもらえず、2時間ほどしつこく勧誘を受けた。
- ④ 消費者は、途中から変な説明になって、何人以上集めたらどうこう言われ出したので、「これはいかんな。ねずみ講みたいやな。」と思った。金額も高かったので、「化粧品に30万もは無理。」と断ったが、知人と勧誘者からしつこく勧誘を受けた。明日が書類か何かの締め切りだと言われ、「書類を書くのは今日じゃないといかんのよ。」と迫られた。知人からも勧誘され断りきれない雰囲気だったので、「じゃ、真ん中の安い(9万円ほど)コースにしたい。」と言ったが、受け入れてもらえず、結局、30万円程の一番高い契約をしてしまった。
- ⑤ 消費者は、値段(30万円ほど)を聞いて、高くてびっくりした。急に呼ばれてそんな高い買い物も迫られても困るので、「高いし・・・」と言って渋っていたが、分割払いもできるとか、しつこく2人掛かりで勧誘され断わりきれずに一番高いのを契約させられた。

6 その他

同社に対しては、平成25年3月、香川県消費生活センター等へ勧誘者の勧誘行為に関する苦情相談が相次いで寄せられたことから、勧誘目的不明示等の不当な勧誘行為があった旨を指摘していたが、以後も改善されていなかった。